

「佐野市市有施設適正配置計画」に関するFAQ

【計画内容に関すること】

Q1：譲渡済みの施設や、市が新たに取得した施設が含まれていないが、対象施設はどのような選定基準になっているのか。

A：この計画の対象施設は、「市有施設等のあり方に関する基本方針」の基準日である、平成26年3月31日時点で保有する404施設としました。そのため、既に譲渡や廃止になった施設も含まれています。また、新たに取得した施設は、基準日以降に取得した施設になるため、対象に含んでいません。

Q2：縮減目標である総延床面積の「25%」の根拠は何か。

A：更新費用を考えますと、今後40年間で約1.6倍の費用が必要になり、これを延床面積で計算しますと、約39%縮減する必要があります。しかし、地域に与える影響を最小限に抑える必要があるため、30年後の本市の人口が、2010年と比較し、22%減少すること、これに今後の施設の更新費用を補填するため3%を上乗せし、25%としました。

Q3：目標値を縮減面積の割合にしているが、金額の目標はないのか。

A：他の自治体では、縮減目標金額（更新費用）などの財政効果額を目標としている場合もありますが、金額を目標とした場合には、何百億円という多大な金額になる状況です。そのため、この計画では、「市有施設等のあり方に関する基本方針」で示した施設保有総量25%縮減の考え方を踏まえ、効果として捉えやすい、縮減面積を目標として設定しました。現在は、金額に関する目標は設定していませんが、重要な指標の1つであると考えますので、本計画を推進したことによる、年度ごとの財政効果額の公表を検討していきます。

Q4：更新費用の話を聞いて心配になった。市の財政は、この状況に対応できるのか。

A：この計画は、施設の老朽化に伴う更新費用の増大に対応するための計画です。そのため、施設の統廃合や複合化を行い、市が保有する施設をコンパクトにし、維持改修費用や更新費用の縮減を図る必要があります。

将来を担う次の世代の負担にしないため、今から計画的に施設の適正配置に取り組むことでこれらのコストを縮減し、持続可能な行政経営を推進していきます。

Q5：この計画は、前期計画期間・中期計画期間・後期計画期間となっているが、何年か後に適宜見直しを行うという考えはあるのか。

A：この計画は30年間の長期の計画です。それを10年ごとに3つに分けて、前期計画期間・中期計画期間・後期計画期間としています。

そのため、各計画期間の終了2年前までに次期計画を策定する予定です。その際、時点修正や計画内容の見直しを行う場合には、それまでの取組状況を踏まえ、庁内組織である「市有施設適正配置計画推進委員会」で検討を行い、外部組織である「市有施設適正配置推進会議」でも検討していただき反映していきたいと考えています。

Q 6 : 外部組織はどのような委員構成なのか。

A : 外部組織は、専門的見地や客観的な立場からご意見をいただくため、公共交通や市民協働、行政改革等の観点をお持ちの学識経験者の方や町会長連合会から推薦をいただいた方など、6名で組織しました。

Q 7 : 人口が減るとのことであるが、人口減少に歯止めをかける施策は行っていないのか。

A : 市ではこれまで、若者の移住・定住促進や保育料の無償化など、「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を中心とした様々な施策を行ってきました。しかし、人口減少は、全国的に見ても、多くの自治体で抱える大変難しい問題であり、効果がなかなか目に見えてこないのが現状となっています。

そのため、本市では、総合計画基本構想の推進テーマに「定住促進」を定め、平成30年度から移住定住を促進するための組織を設置し、積極的に取り組んでいます。

Q 8 : 保育園や学校の統廃合は、人口減少の加速を助長することにならないか。

A : 市有施設の更新、維持管理には経常的に費用が必要になり、市の財政に悪循環を及ぼす恐れがあります。右肩下がりの時代への対応が行政経営の最重要課題になっている今、保育園等の民間事業者により同等のサービスが提供されている施設は、行政の直営に限らず、公民が連携して施設の見直しを行っていく必要があります。

この様な施設や事業の見直し、市民協働の推進により、持続可能な行政経営の推進や人口増に向けた事業の財源確保等を行います。

Q 9 : この計画は、施設を減らしていくというマイナスイメージが先行してしまっている。明るいイメージはないのか。

A : 人口が減り、税収が減る。それに伴い、今まで以上に事業の「スクラップ&ビルド」が重要になってくる、いわゆる右肩上がりから、右肩下がりの時代への転換期にあります。この右肩下がりへの対応が、行政経営の最大の課題となっています。

そのため、今後は、行政の直営に限らず、公民が連携して公共サービスを行うPPPやPFIなどの民間活力の導入を検討し、施設の数や規模は縮減になる場合にも、新たな人の流れや賑わいの創出など、地区の活力を上げていくような施設配置を目指していきます。

Q10 : コミュニティ活動への影響とは、どのようなものだと考えているのか。

A : コミュニティ活動への影響とは、施設を統廃合することにより、地域の集合場所が減少し、話し合いなどを行うことが困難になってしまうような場合を想定しています。このような場合には、当該施設の譲渡や、地区内の既存施設の有効活用を、まずは検討し、既存施設の活用ができない場合には、利用範囲の拡大を前提とした複合施設の整備など、市民の皆様と一緒に検討していきます。

【施設評価に関すること】

Q 1：施設評価はどのように行ったのか。

A：施設評価は、「継続して行政で運用すべき施設か」「安全性が確保された施設状態であるか」の2つの視点から、施設の老朽化状況や法令等による設置義務、民間事業者への代替可能性、統合や複合化による利便性向上の可能性などを総合的に評価し、A・B・Cの3つの方向性グループに分類しました。

Q 2：施設評価の方向性グループは変更しないのか。

A：Aグループの方向性グループの変更は原則行いません。

また、BグループやCグループの方向性の施設は、地区との懇談の場で、更なる統廃合や複合化に関する意見や提案があった場合など、統合や複合化を研究・検討していきますので、方向性グループの変更を妨げるものではありません。

Q 3：Aグループの施設だけで25%の縮減になるのか。

A：Aグループの施設面積の積み上げで、約12%の縮減となります。さらに、Bグループ等の施設の統廃合や複合化を行っていくことで、25%縮減することを目標としています。

Q 4：各施設の方向性を決める前に、市民の意見を聴く必要があったのではないか。

A：計画策定に当たり、まずは市として施設評価を行い、各施設の方向性を示しました。このことにより、不快な思いを持たれる方もいるかもしれませんが、しかしながら、今後進めていく懇談会を、適正配置を考えるスタートとして捉え、計画で示した方向性について、市民の皆様との意見交換により、一つ一つ課題解決しながら、ご一緒に考えていきたいと思えます。

なお、平成29年10月に開催した、「市有施設の現状と課題についての説明会」において、行政で各施設の方向性を示してもらわなければ、どのように考えていくのか分からないため、行政の考えを先ず示してほしいとの意見もありました。

【今後の進め方に関すること】

Q 1：懇談会はいつ頃、どのように行うのか。

A：地区によって人口推移や施設の老朽化状況などが異なるため、懇談会では、地区で話し合う施設、広域に検討する施設などの仕分けを行います。

その上で、早期に廃止や譲渡、統合・複合化の検討をしなくてはならない施設が多くある地区、少ない地区などを目安に、優先順位をつけながら、施設所管課も交えて段階的に懇談を開催します。そのため、地区によっては、10月からしばらく先の開催になることもあります。

Q 2：説明会の周知はどのように行ったのか。重要な計画であるため、より多くの方に参加していただく必要があると思うが、今後の周知方法はどのようなことを考えているのか。

A：説明会の周知は、「広報さの」をはじめ、市ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどで参加を呼びかけました。また、各地区の町会長へ参加の呼びかけを行いました。

今後は、利用者が限定される施設か、地区の皆様と関わり合いの深い施設かなど、対象施設の状況に応じ、町会長と相談させていただきながら懇談を進めていきたいと考えています。

Q 3：廃止された施設の跡地活用はどのように進めていくのか。

A：この計画は、建物を対象とした計画です。廃止した施設跡地は、庁内組織である「公有地等利用検討委員会」や「学校跡地等活用検討委員会」で、公共利用、解体、貸与、売却等の方針を決定します。懇談会や地元町会等から跡地利用の意見等があった場合には、用途や法令等を考慮しながら、可能な限り反映していきます。

Q 4：スポーツ施設など広域で利用する施設はどのように意見交換するのか。

A：広域的に利用している施設は、市の具体的な方針(案)などが示せる段階で懇談会を開催し、量から質への新たな施設の考え方や提案など、利用者や地区の皆様と一緒に意見交換していきたいと考えています。

Q 5：Bグループの施設の統合・複合化に向けた市の想定はあるのか。

A：Bグループの施設に対して、現時点でどこと、どこを統合する、あるいはどの機能を集約するという点については、決定しているわけではありません。

更には、Cグループも含めて複合化することにより、地区の活力につながる施設になる可能性もあります。そのため、市の考え・アイデアなどがまとまった段階で地区の皆様にお示しし、対象施設をどのようにしていくのか、皆様と一緒に考えていきます。

Q 6：施設の譲渡について、無償というわけにはいかないのか。

A：施設は市の財産であるため有償譲渡が基本ですが、建築の経緯、用途、譲渡先の状況などを総合的に判断して、無償譲渡についても検討していきます。

Q 7 : 小中学校の再編に伴い、学校跡地を別の公的利用や民間事業者等へ貸与・売却するなど、様々な活用方法があると思うが、これまで地元では校舎以外に、校庭や体育館を利用していた。民間事業者への売却や貸付の場合に、地元での利用が制約されてしまわないか。

A : 学校は、校舎のほか、体育館や校庭など敷地面積が広く、これまで地区の拠点として利用されていることを把握しています。

そのため、まずは公的利用を検討し、公的利用が無い場合には、民間事業者等への売却等の方向を検討することになりますが、このような場合にも、これまでの地区活動の継続や代替の可能性など、地区の皆様と十分に協議していきます。

Q 8 : 日本各地で自然災害によって避難する事態が出ているため、避難できる施設は残るように配置してほしい。

A : 施設の統廃合を進めていくことで、避難所となっている施設が廃止となる場合もあります。しかし、防災や災害への対応は、適正配置を進める上で重要な観点であるため、防災所管課と連携・調整しながら、避難施設について十分に検討していきます。

【個別施設に関すること】

説明会では、個別施設に関する具体的な質問も多くいただきました。個別施設については、今後の懇談会で施設所管課を交え、地区の皆様と一緒に意見交換していきたいと考えています。

そのため、現段階では、個別施設の評価理由に関する質問などは掲載していませんが、懇談の進捗に併せて、随時追加していきます。